

ひきこもり支援職業体験モデル事業業務委託に係る
公募型プロポーザル（書類選考）募集要領

令和5年4月

山梨県県民生活部 県民生活総務課

1 実施の目的

国のひきこもりに関する調査において、自らの適性に見合った職を探すことや働くことで得られる対価などが社会参加の促進に寄与することが示唆されている。

また、県の調査においては、ひきこもりに至った経緯として「就職したが失職した」が17.2%を占めており、同様の経験を避けるため、希望業種に関する適性判断に要する期間や就職の予行演習のための機会の提供が必要である。

ひきこもり状態にある者を対象としたキャリアコンサルティング、受入企業の開拓、企業とのマッチング、企業見学、インターンシップの創設までの一貫した支援を行い、社会体験や働くことで対価を得る機会を創出し、モチベーションを向上させることで、社会参加につなげていく。

2 業務概要等

(1) 委託業務名称

ひきこもり支援職業体験モデル事業業務

(2) 業務内容

別添「ひきこもり支援職業体験モデル事業業務仕様書」(以下「仕様書」という。)による。(採用された企画提案に基づき、業務内容は適宜調整する。)

(3) 委託料上限額

金3,378,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(4) 契約期間

契約を締結した日から令和6年3月31日まで

(5) インターンシップ実施人数、インターンシップ実施期間

インターンシップ実施人数は最大20人とし、インターンシップ実施期間は1人につき最長10日間とする。

(6) インターンシップ受け入れ事業所並びにインターンシップを行う当事者への謝金

県は、委託事業者からの報告により、予算の範囲内で次の謝金をインターンシップ受け入れ事業所並びにインターンシップを行う当事者に直接支払うものとする。

ア インターンシップ受け入れ事業所

1人1日受け入れにつき2,000円(予算額400,000円)

イ インターンシップを行う当事者

1人1日実施につき1,000円(予算額200,000円)

3 企画提案に係る日程

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和5年4月19日(水) |
| (2) 質問受付期限 | 令和5年4月26日(水) |
| (3) 質問回答 | 令和5年5月2日(火) |
| (4) 企画書の提出期限 | 令和5年5月12日(金) |
| (5) 審査 | 令和5年5月15日(月)～19日(金) |

4 企画提案への参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てが成されている者（更正手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

5 企画提案に係る事務局

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁本館2階
山梨県県民生活部県民生活総務課総務経理担当
電話 055-223-1313
電子メール kenmin-skt@pref.yamanashi.lg.jp

6 企画提案に係る質問について

- (1) 受付期限 令和5年4月26日（水）午後5時（必着）
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 電子メールとする。
件名を「ひきこもり支援職業体験モデル事業業務委託に係る企画提案公募に関する質問」とし、電話にて事務局にメールの受信確認を行うこと。
- (4) 提出書類 質問書（様式1）
- (5) その他 質問に対する回答は、令和5年5月2日（火）までに山梨県県民生活部県民生活総務課ホームページ
(<https://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-skt/>) に掲載する。

7 企画書の提出について

- (1) 提出期限 令和5年5月12日（金）午後5時（必着）
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (4) 提出書類 企画提案書
※「ひきこもり支援職業体験モデル事業業務委託に係る企画提案書作成要領」により作成すること。
- (5) 提案数 1者1案とする。
- (6) 提出部数 8部（A4判） 正本1部、副本7部

※パンフレット等の添付書類がある場合は、別綴りとする。

- (7) その他 郵送により企画書を受け付けた場合には、事務局から電話での確認の連絡を行うので、郵送後3営業日以内に連絡がない場合には事務局に問い合わせること。

提出期限後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

8 審査方法・基準

審査にあたってはプレゼンテーションを行わず、提出された企画提案書の内容において審査する。

(1) 審査方法・基準

- ①審査は、本県職員から構成される企画提案審査委員会が行う。
- ②企画提案の評価項目と各項目に対する評点は、別紙採点表のとおりとし、評価の得点が最も高い者を契約締結候補者として選定する。
- ③得点が同一の場合は、審査項目「費用対効果」の得点が最も高い提案者を選定する。
- ④総得点が1位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は契約締結候補者を選定しないことがある。

9 審査結果の通知

- (1) 審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面により通知する。

(2) 企画提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

- ①企画提案に参加する資格のない者が提案したとき
- ②所定の日時及び場所に企画書を提出しないとき
- ③同一人が二件以上の企画提案をしたとき
- ④企画提案に関してその他不正の行為があったとき
- ⑤見積書の金額が不明な企画提案をしたとき
- ⑥その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

10 契約の締結等

- (1) 8により選定された提案者は契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合もある。）ものとする。
- (2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者を契約締結候補者として前項に準じて必要な協議を行う。
- (3) 契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

11 その他

- (1) 提出された企画書は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。

- (2) 企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。
- (3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

ひきこもり支援職業体験モデル事業業務に係る質問書

質問日		整理番号	
事業者名			
担当者名			
連絡先	(住所) (TEL) (電子メール)		
質問内容			

(注意事項)

- 1 質問は1問につき1枚としてください。
- 2 「整理番号」欄は記載しないでください。

ひきこもり支援職業体験モデル事業業務委託企画提案審査基準採点表

評価項目		評価項目(要求内容)	配点	
大項目	小項目			
実施体制	類似事業の履行実績	類似事業の実績がどの程度あるか。 その実績を活かし、本業務の運営を円滑に遂行可能か。	10	
	運営体制	実施体制や人員、専門的知識を有する者の配置など、本業務を実施する上での業務管理の体制が十分確保されているか。	10	
	個人情報の取り扱い	個人情報の保護・管理を適切に行うことが可能か。	10	
	小計		30	
事業内容	現状認識・基本方針	ひきこもり支援のための課題やニーズ、就業についての確に分析した上で、事業の実施方法を明確に定めているか。	10	
	職業体験	関係機関等との連携	連携が必要な関係機関や関連事業を把握し、職業体験を円滑に進めるための効果的な連携方法を提案しているか。	5
		当事者へのアプローチ方法	ひきこもり当事者の個性を踏まえ、効果的なキャリアコンサルティングにより一人ひとりに寄り添った支援の手法が提案されているか。	5
		インターンシップ	職業適性等を考慮した業種選定による職業体験の機会を創出しているか。 ひきこもり当事者が希望する業種と、企業とのマッチング、実施までのプロセスが提案されているか。	10
	効果的なアフターフォローが提案されているか。		5	
	実現可能性	提案内容、スケジュール等から確実な実施が見込まれるか。	10	
	小計		45	
経済性	費用対効果	事業の実施に必要な経費が適切に見積もられ、事業内容や効果等からみて適切な範囲内にあるとともに、県の予算の範囲内であるか。	15	
	小計		15	
その他	仕様書に記載されていない効果的な提案があるか。		10	
	小計		10	
合計			100	